

## 京都府文化力による京都活性化推進条例の改正の考え方

### 1 改正の視点

- ① 全国に先駆けて推進してきた「文化力」の理念を継続し、国の文化芸術基本法改正を踏まえ今後もその動きを先導しながら、現条例に掲げる観光以外にもまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など様々な分野での文化力の活用を推進
- ② 長年にわたり受け継ぎ、発展させてきた京都の有形・無形の多様な文化の保存、継承をこれまで以上に強力に推進
- ③ 伝統芸能、食文化などの生活文化、地域の民俗芸能、メディア芸術など、文化をより幅広く捉え、文化創造を推進
- ④ 文化力の様々な分野への活用により生み出された価値や活力を、文化の更なる保存、継承、発展、創造につなげる循環するしくみを創出
- ⑤ 様々な文化を受け入れる豊かな感性や教養を持った次世代の文化の担い手の育成
- ⑥ 府内のどこでも誰もが等しく文化芸術に親しみ、参加でき、創造できる環境の整備
- ⑦ 文化政策を総合的に推進する連携のしくみ、体制の整備
- ⑧ 文化庁の京都への全面移転決定を踏まえて、「文化首都・京都」が国内外に向けて果たすべき役割の表明

### 2 主な改正のポイント

#### (1) 条例の趣旨、位置づけについて

- ・ 現在、前文等に記載している京都文化の特性や現代社会を取り巻く課題に加え、地域固有の文化の維持、継承が困難になっている状況及び地域の文化を守り育てていくことの重要性を明示することを検討
- ・ 文化庁が移転する京都が文化力による地域活性化を先導していく姿勢の明確化を検討

#### (2) 条例の理念について

- ・ 現条例で基本理念として掲げている、府民が等しく多様な文化に親しめる環境づくり、地域の歴史及び風土を反映した魅力ある文化が息づく地域社会の実現等の考え方をより明確にするため、年齢、障害の有無等の内容や府内各地域の個性豊かな地域文化の状況に関する説明を検討
- ・ 新たに掲げる理念として、
  - ・ 文化力の様々な分野への活用により生み出された価値や活力を、文化の更なる保存、継承、発展、創造につなげる循環の考え方、

- ・文化の国内外への発信や海外等の多様な文化との交流の活発化、
  - ・観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など様々な関連分野との連携
- などの追加を検討

### **(3) 様々な主体との連携について**

- ・文化施策の推進のための関係機関や地域、家庭との連携、協働を強化するため、現条例の府民、市町村、他の都道府県、国に加えて、地域、家庭、文化活動を行う者、大学等の教育研究機関、事業者等の追加を検討

### **(4) 施策について**

- ・文化活動の充実を図るため、地域、学校教育等、次世代の取組に加えて、あらゆる年齢の者や障害者等の取組の充実を検討

※そのほか、委員意見等をふまえた施策例の条例又は計画への追加の検討

(施策例)

- ・伝統文化や地域文化の保存、継承など、地域や家庭での取組への支援
- ・地域固有の文化力を活かした地域振興
- ・京都の文化の世界への展開の支援
- ・我が国の文化の基盤となった古典などの伝統文化の継承の取組
- ・先端技術を活かした新たな文化の創出支援

### **(5) 推進体制について**

- ・文化力による京都活性化の推進にかかる重要事項を調査審議する有識者等による審議会等の設置や行政組織の充実・強化を検討

### **(6) 計画について**

- ・府の文化政策をより総合的、計画的に推進するため、現条例の「基本指針」を文化芸術基本に定める「地方文化芸術推進基本計画」として位置づけ